

大和市告示第174号

大和市障がい者グループホーム等家賃助成金の支給に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年9月30日

大和市長 大 木 哲

大和市障がい者グループホーム等家賃助成金の支給に関する要綱の一部を改正する要綱  
大和市障がい者グループホーム等家賃助成金の支給に関する要綱（平成19年大和市告示第152号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定により」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による」に改める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。